

広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例（案）に対する  
まちづくり意見公募に寄せられた意見に対する広尾町の考え方

令和8年5月27日

No.	意見（一部要約）	意見に対する町の考え方	条例案の修正
1	<p>本条例案第3条（基本理念）第2項に「地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐため、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進し、ゼロカーボンシティの実現をめざす」と書いてあり、田中町長によるゼロカーボンシティ宣言の中にも「これまでも豊かな森林資源を生かしたJクレジットの取組や公共施設への太陽光発電施設の設置、公用車への電気自動車の導入等に取り組んできた」とあります。</p> <p>今年になり、フンベの滝の上の近くの民間事業者による太陽光発電計画が新聞で取り上げられました。この計画が事業者から町側に伝えられた時、田中町長は一度計画に反対したそうですが、今の法律（森林法）では北海道が許可をすれば仕方なく受け入れるしかない現状だと知りました。</p> <p>今回の条例案は、今後広尾町に太陽光発電計画があった時に計画を中止させることができるものだと思っています。この条例を新たに作ることで、町から事業者側にどういった事を呼び掛けることができるか教えてほしいです。</p>	<p>本条例は、地球温暖化対策にも取り組みながら、再生可能エネルギー発電施設と地域との調和を図り、町民の貴重な財産であり誇りでもある本町の自然環境及び景観資源を次世代に継承していくため策定するものです。すべての太陽光発電計画を中止させることを目的としている訳ではなく、その計画が、自然環境や景観資源、生活環境への影響が最小限であり、周辺住民等の理解を得るなど、地域と調和した施設整備であるかどうかを確認することが主となります。また、地球温暖化対策の重要な要素である森林資源を守り、ゼロカーボンシティの実現に寄与することも本条例の大切な視点の一つとなります。</p> <p>今後再生可能エネルギー発電施設を計画する事業者側には、事業区域を選定する際にこれらの考えを十分に参酌してもらい、地域と調和した事業となるよう協力をお願いしたいと考えています。【企画課】</p>	なし